

みんなの要求みんなで実現！ 広げよう共同の輪！

大阪春闘共闘ニューズ

No.26 2010年3月29日

〒530-0034

大阪市北区錦町2-2

大阪労連気付

TEL (06) 6353-6421

田村友子さん過労自死裁判公務災害認定！ 地裁が「基金」の「公務外認定」を取り消す

教育現場の「非日常」を裁判所が認める。

3月29日（月）、大阪地裁で、堺の中学校教諭であった田村友子さんの過労自死を公務災害認定するよう求める裁判の判決がありました。

大阪地裁は、田村友子さんが過労自死にいたったのは、対教師暴力や心理的負荷の重い校務でうつ病を発生したことを認めるとともに、発症した後も非日常的な不穏な環境にさらされてきたことを認めています。

全国的に、教員の過労死、過労自死の裁判が増えています。その中心的な事件であったこの裁判で勝利したことの意味はきわめて大きいと言えます。

勝利報告集会での発言から

来年は3人社会の教師がいるのに、4月から2人しか配置されない。5月から3人になる保障もない。当面、2人で3人分の授業を持たなくてはならない。教師を十分配置することが行政の仕事ではないのか。

(堺 中学校教諭)

教師以外の仕事も大変だと思う。しかし、日常的に唾をかけられたり、物を投げられたり、「くそばばあ」と言われる、そんな環境は他にない。

まじめにやったものが病気になる。そんな職場をなくしたい、二度と妻のような人を出してはいけない。

(原告 田村さん)

1998年に過労自死され、2000年に公務災害を訴えて10年。これ以上、遺族を苦しめないために、基金支部に対して「控訴するな」の要請を送ってください。

控訴の期限は4月12日です。

「支援する会」は、判決を受けてすぐに基金支部に「控訴するな」の要請をおこなっています。

要請FAX用紙は別紙。

春闘の一環で「公契約」学習会 鶴見区労連

3月13日におこなったこの学習会に向け、鶴見区労連は区内の職場を23軒訪問。

公契約で働く労働者は1000万人と言われますが、「民間で雇われて働く公契約労働者の賃金・労働条件引き上げが全体の引き上げになり」ます。全国1800のうち700の自治体で意見書も採択されています。

第3回春闘共闘代表者会議

3月30日（火）

18:30～

国労会館地下会議室

地方公務員災害補償基金

理事長 成瀬 宣孝 殿 FAX 03-3593-8781

大阪府支部長 橋下 徹 殿 FAX 06-6945-7602

田村裁判 公務災害認定 3/29大阪地裁判決

控訴しないで下さい

田村友子先生（堺市立泉ヶ丘東中学校社会科教諭）の過労自死を公務災害と認めた、2010年3月29日の大阪地方裁判所の判決を真摯に受け止め、控訴しないで下さい。

授業が成立せず、生徒間・教師への暴力が日常化している状況で、田村先生は、職場のサポートがない中でも、問題から逃げず、懸命に、誠実に仕事をされました。そのため過重な勤務が原因で、うつ病になり、1998年10月に51歳で自死されました。公務災害であることは明らかです。裁判所に対して、公務災害認定を求める、1万9千筆もの要請書が全国から提出されています。今回、大阪地裁は、基金の判断を取消し、公務災害と認めました。

過重な勤務のために病気休職した全国の公立学校の教職員は、2008年度に8,578人と過去最多を更新し、そのうち、うつ病などの精神疾患は63%も占めており、10年前の1,715人から、3.15倍の5,400人へ激増しています。この現状を解決するためにも、基金は判決に従い、控訴しないで下さい。

〈私の一言〉

2010年 月 日

住所

氏名